

是正勧告書

平成 〇 年 8 月 23 日

株式会社
代表取締役 殿
店

労働基準監督署

労働基準監督官



貴事業場における下記労働基準法、労働安全衛生法違反及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。

なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

—また、「法条項等」欄に□印を付した事項については、同種違反の繰り返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置し、当該措置を行った場合にはその旨を報告してください。

法条項等	違反事項	是正期日
労基法第32条	時間外労働に関する労使協定で定められた時間（1か月45時間）を超えて労働者に労働させたこと。	即断
同法第37条	1. 割増賃金算定基礎賃金の範囲を誤らざることにより、時間外・深夜労働に対し、法令の定める率以上の率で（ 割増賃金 ）割増賃金を支払っていないこと。	2019.10
	2. 事務係職員に7112、1か月間の時間外労働の割増賃金支給対象時間数に上限（45時間）を設けることにより、その超過時間に対し、法定の割増賃金を支払っていないこと。	2019.10
安衛法第66条4 (安衛則第51条2)	定期健康診断の結果、異常所見のある労働者の健康保持のため必要な措置に7112、当該健康診断実施後3か月以内に医師の意見を聴かず、これを健康診断個人票上に記載していないこと。	今年秋
	以下 余 白	

(注意)
一、労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害を発生させた場合には、是正期日前であっても、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。
二、この勧告書は三年間保存して下さい。

受領年月日 平成 〇 年 8 月 23 日

受領者職氏名 支店長

(1)枚のうち
(p)枚 目

平成 年11月 日

基準監督署長 殿

支店

代表取締役
支店長

是正報告書

平成 年8月23日貴署
下記の通り是正報告致します。

監督官の臨検監督の際に改善を指示された事項について、

記

違反法条項	違反事項	是正内容	是正月日
労基法第32条	時間外労働に関する労使協定で定めた延長時間(1ヶ月45時間)を超えて労働者に労働させていること。	1ヶ月の勤務シフトを作成し、延長時間を超過しないように致します。なお、特別条項付協定に基づく限度時間の延長を検討して参ります。(継続労使協議)	.11.1
労基法第37条	1. 割増賃金算定基礎賃金の範囲を誤っていることにより、時間外・深夜労働に対し法令の定める率以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。	労働基準法第37条に抵触しないよう、割増賃金の計算基礎の見直しを行います。	.11.1

違反法条項	違反事項	是正内容	是正月日
労基法第37条	2. 事務系職員について、1ヶ月間の時間外労働割増賃金支給対象時間数に上限(45時間)を設けることにより、その超過時間に対し、法定の割増賃金を支払っていないこと。	時間外労働が月45時間を超えないように務め、超過した時間外労働に対しては法定の割増賃金の支払いを致します。	.11.1
労衛法第66条の4 (安衛則第51条の2)	定期健康診断の結果、異常所見のあった労働者の健康保持のため必要な措置について、当該健診実施後3ヶ月以内に医師等の意見を聴かず、これを健康診断個人票に記載していないこと。	地域産業保健センターを活用し、今後意見を聴取のうえ、健康診断個人票に記載致します。	.11.1